

互助会だより



「犬寄峠の黄色い丘」伊予市

2025年
(令和7年)

1月号

第140号

◆年頭のごあいさつ	2
◆役員・評議員の改選	3
◆知っておきたい退職後の互助会事業(退職者医療給付事業) ..	4~5
◆知っておきたい退職後の互助会事業(厚生事業)	6~7
◆がん保険・共済グループ保険等の募集結果	6~7
◆お知らせ	8

年頭の ごあいさつ



新年あけまして
おめでとうございませす



一般財団法人愛媛県市町村職員互助会
会長 加藤 章

会員の皆様には、ご家族お揃いで輝かしい令和7年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から本会の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昭和57年2月に発足した本会は、平成25年に一般財団法人に移行し、会員の皆様の互助制度の組織として、公共の福祉及び会員の皆様方の福利厚生の上昇に寄与すべく逐次事業内容の充実を図り、皆様方のご協力をいただきながら事業の推進に努めております。

会計年度任用職員制度の導入や被用者保険の適用拡大により、現在の互助会の現職会員は、2万3,400人余となっております。会計年度任用職員制度導入前の令和元年度末と比べ、約8,300人増加しています。

本会を構成する会員の皆様の大幅な増加は、掛金・負担金収入や給付金等の支出に大きな影響を及ぼしております。

互助会事業の運営につきましては、これら収支の動向を注視し、各事業会計毎に、長期的に安定したものとなるよう、事業内容の見直しを含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

引き続き公共の福祉の向上に寄与するとともに、会員とご家族の皆様方の福利厚生を推進・向上のため、役職員一同、努力を尽くしてまいりますので、皆様方の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。



賀正



- 会長 加藤 章（東温市長）
- 副会長 武智 邦典（伊予市長）
- 副会長 高橋 靖（新居浜市職員）
- 理事 大城 一郎（八幡浜市長）
- 理事 西尾 祥之（宇和島市職員）
- 理事 武田 啓史（宇和島市職員）
- 監事 上村 俊之（上島町長）
- 監事 山内 佑樹（西条市職員）
- 評議員 徳永 繁樹（今治市長）
- 評議員 佐川 秀紀（砥部町長）
- 評議員 中村 維伯（愛南町長）
- 評議員 井関 文彦（松山市職員）
- 評議員 久保 竜児（伊予市職員）
- 評議員 勝間 郷（内子町職員）
- 評議員 野田 裕久（愛媛大学法文学部教授）
- 評議員 森賀 俊二（元新居浜市職員）
- 評議員 井手 克彦（愛媛県市町村職員年金者連盟会長）
- 評議員 曾根 哲也（愛媛県市町村職員共済組合事務局長）

外職員同

役員・評議員の改選

愛媛県市町村職員共済組合の任期満了に伴う組合会議員選挙等に伴い、本会の理事2人、評議員3人、監事2人が辞任となり、令和6年12月開催の第49回評議員会(決議の省略)において、後任の役員及び評議員が選任されました。

改選の結果、現在の役員及び評議員は、下記のとおりとなっています。

なお、理事及び監事の任期は、令和8年7月開催の定時評議員会まで、評議員の任期は、令和7年6月開催の定時評議員会までになります。



役員



会長
加藤 章



副会長
高橋 靖



監事
上村 俊之



理事
武田 啓史



監事
山内 佑樹



副会長
武智 邦典



理事
大城 一郎



理事
西尾 祥之

評議員



評議員
中村 維伯



評議員
久保 竜児



評議員
曾根 哲也



評議員
佐川 秀紀



評議員
井関 文彦



評議員
井手 克彦



評議員
徳永 繁樹



評議員
勝間 郷



評議員
森賀 俊二



評議員
野田 裕久

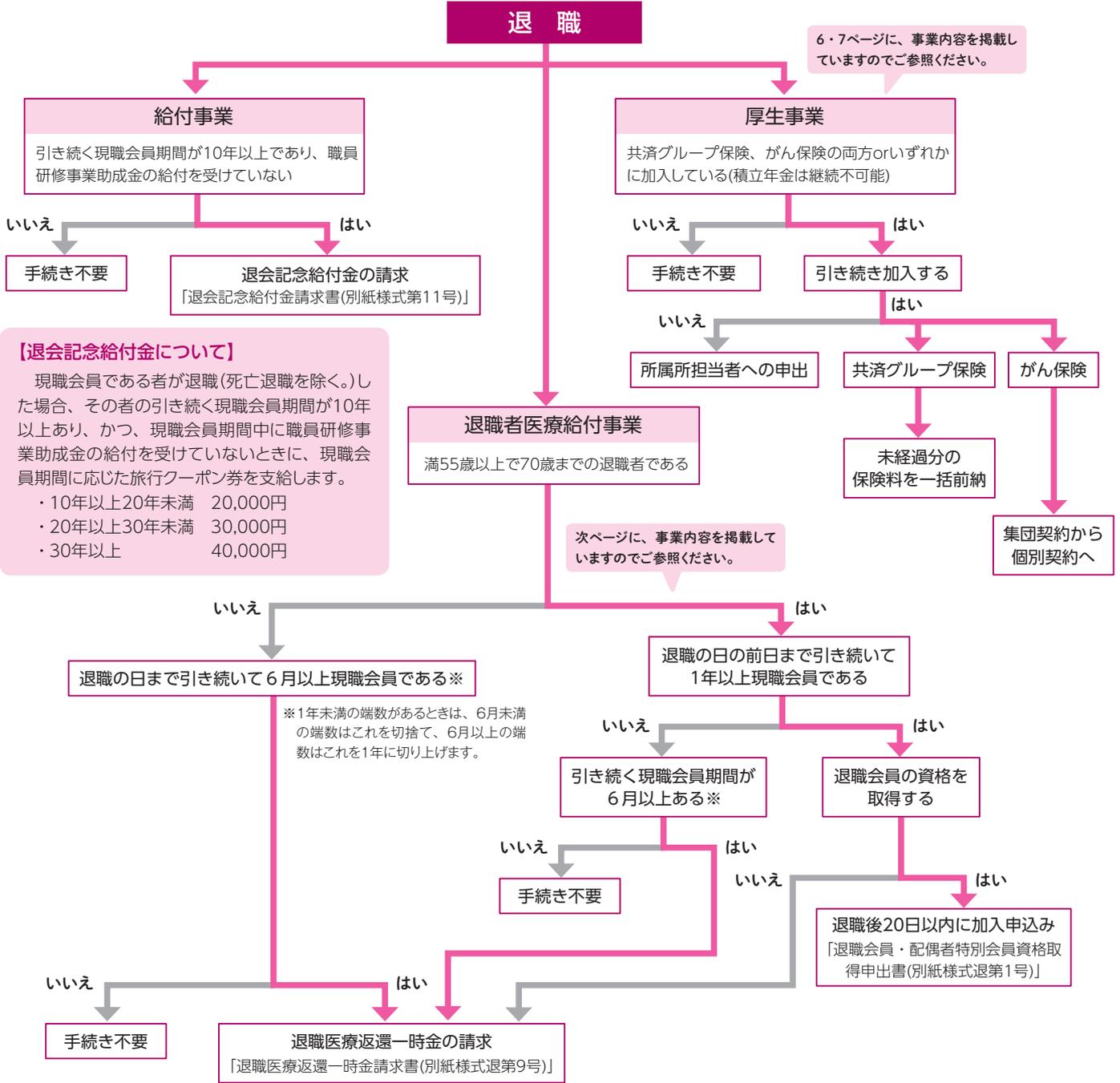
退任された役員及び評議員

理事 石川 勝行(前新居浜市長)
理事 柿原 稔広(西予市職員)
理事 河野 忠康(久万高原町長)
監事 喜井 辰弘(四国中央市職員)
評議員 坂本 浩(松野町長)
評議員 篠原 実(四国中央市長)
評議員 酒井 英生(砥部町職員)

この度、退任されました役員、評議員の皆様には、任期中のご尽力に対し心から感謝申し上げます。



退職



【退会記念給付金について】

現職会員である者が退職(死亡退職を除く。)した場合、その者の引き続き現職会員期間が10年以上あり、かつ、現職会員期間中に職員研修事業助成金の給付を受けていないときに、現職会員期間に応じた旅行クーポン券を支給します。

- ・ 10年以上20年未満 20,000円
- ・ 20年以上30年未満 30,000円
- ・ 30年以上 40,000円

【退職医療返還一時金について】

現職会員が退職又は死亡した際に、退職会員の資格取得要件を満たさないうち又は資格取得要件は満たしているが退職会員等となることを希望しなかったとき、次の①～③に掲げる金額の合算額を給付します。

- ①平成7年4月1日から平成18年3月31日までの現職会員であった期間の年数1年につき5,000円を乗じた額
- ②平成18年4月1日から令和4年3月31日までの現職会員であった期間の年数1年につき2,000円を乗じた額
- ③令和4年4月1日以後の現職会員であった期間の年数1年につき1,000円を乗じた額

〈例：昭和58年4月1日に会員の資格を取得した者が令和6年12月31日に退職した場合〉

- ①5,000円×11年=55,000円
- ②2,000円×16年=32,000円
- ③1,000円×3年=3,000円

退職医療返還一時金の額①+②+③=90,000円

【退職者医療給付事業】

退職会員及び配偶者特別会員が満60歳に達した日から70歳までの間において医療機関等で診療を受けた場合、当該医療機関等に支払った保険診療分の一部負担金が1件につき8,000円(基礎控除額)を超えるとき、その超えた金額(100円未満切捨て)を給付します。この場合、国民健康保険等から給付される高額療養費、共済組合等から給付される附加給付及びその他これらに類する制度の給付を受けた場合、その給付された金額は控除します。

退職会員等になることを希望する場合は、退職後20日以内に加入の申出をし、一時拠出金の払込み(算定式は次ページを参照)をしていただくこととなります。

知っておきたい！退職後

退職者医療給付事業

▶一時拠出金の算定式(令和7年3月31日以降に退職した方の場合)

※令和7年3月30日までに退職する方の一時拠出金については、計算式が異なるため、互助会ホームページをご確認ください。

〈昭和61年4月1日以前から現職会員である方が、令和7年3月31日に61歳で退職した場合(退職時の標準報酬月額30万円)〉

一時拠出金の算定	納付済み掛金率 (A)	平成7年4月から平成18年3月までの掛金払込月数分の掛金率	$\frac{1,425}{1000} \times 132 \text{ 月} = \frac{188.1}{1000}$
	納付済み掛金率 (B)	平成18年4月以降の掛金払込月数分の掛金率	$\frac{0,475}{1000} \times 228 \text{ 月} = \frac{108.3}{1000}$
	一時拠出金 (C)	算定基礎となる標準報酬月額 $300,000 \text{ 円} \times \left\{ \frac{513}{1000} - \left(\frac{188.1}{1000} + \frac{108.3}{1000} \right) \right\} = 64,980 \text{ 円}$	
	控除額 (D)	$5,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 年} = 5,000 \text{ 円}$ (満60歳を超えて資格取得する場合、) 一時拠出金から差し引きます。	
	退職銭別金 (E)	$(5,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 年}) + (8,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 年}) = 54,000 \text{ 円}$ (平成6年10月31日までに現職会員の資格を取得していた者は、一時拠出金から退職銭別金を差し引きます。)	
	一時拠出金払込額 (C-D-E)	(C) 64,980 円 - (D) 5,000 円 - (E) 54,000 円 = 5,980 円	

▶1件の取扱い等

区 分	取 扱
1	診療を受けた医療保険制度ごとに1件 医療保険制度を異にして診療を受けた場合は、医療保険制度ごとに1件
2	診療を受けた月ごとに1件 月の初日から末日までの診療についての1か月を1件
3	診療を受けた医療機関ごとに1件 同じ月に医療機関を異にして診療を受けた場合は、医療機関ごとに1件
4	入院と外来の場合は、それぞれ1件 同じ月に同じ医療機関で入院と外来による診療を受けた場合は、入院、外来ごとにそれぞれ1件
5	医療機関と保険薬局とが区別されている場合は、それぞれ1件 同じ月に診療を受け、診療を受けた医療機関での処方箋による保険薬局で薬代を支払った場合は、それぞれ1件

(給付対象外)

- ・室料差額等の保険適用外のもの(予防接種、健康診断、文書料、室料差額、自費による歯科治療等)
- ・入院時における食事療養標準負担額
- ・受診時定額負担(特定機能病院及び地域医療支援病院を紹介状なしで受診)

▶1件当たりの医療費に係る給付例

〈高額療養費の自己負担限度額が57,600円に該当する方で、直近12か月の高額療養費該当回数が1~3回の場合〉

医療費(自己負担額)	給付例	給付額
57,600円	共済組合から高額療養費が支給される	国民健康保険又は協会けんぽから高額療養費が支給される
25,000円	共済組合から附加給付等が支給される 57,600円-25,000円 =32,600円	互助会から退職医療給付金を支給 57,600円-8,000円 =49,600円
8,000円	互助会から退職医療給付金を支給 25,000円-8,000円 =17,000円	自己負担(8,000円)
	自己負担(8,000円)	自己負担(8,000円)

現職会員のときは、保険者が市町村共済組合であれば請求をしなくても自己負担額控除(13,000円)後の金額が自動的に「医療補助金」として支給(100円未満切捨て)されていましたが、退職会員等になられたら「退職医療給付金請求書」に領収書を添付して、ご自分で請求する必要があります。



退職会員となった後の届出事項

- 転居等をした場合や加入する健康保険が変更となった場合など、必要に応じて「退職会員・配偶者特別会員被扶養者異動報告書」をご提出ください。
- 現職会員になった場合や脱退・死亡した場合は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書兼退職医療脱退一時金請求書」又は「退職会員・配偶者特別会員資格喪失申出書」をご提出ください。

【参考】 60歳以上70歳未満の退職会員等が死亡したとき又は脱退したとき(現職会員になったときを含む。)は、死亡日(又は脱退日)の翌日から70歳に達するまでの年数1年(1年未満切捨て)につき10,000円を支給します。

なお、資格取得申出をした55歳以上60歳未満の退職会員等が死亡したとき又は脱退したとき(現職会員になったときを含む。)は、一時拠出金相当額などを給付します。

※添付書類などの保険者番号、被保険者記号番号はマスキングしてください。

※報告書や請求書は互助会ホームページに掲載しています。また、ご連絡いただきましたら送付することも可能ですので、互助会までお問い合わせください。

※請求書の書き方など請求方法については、退職者に係る互助会事業のパンフレットや加入後に送付される「退職者医療給付事業のしおり」、互助会ホームページでご確認ください。

給付内容等は収支の状況、地方公務員制度の状況等によって変更する場合がありますが、この場合、変更した内容は現職会員、退職会員にかかわらず適用されますので、ご了承ください。

の互助会事業

令和7年1月1日現在



令和9年1月1日

第2回更新

令和8年12月頃
加入内容・保険料のご案内

・保険料登録口座振替
(初回：12月、以後毎月)

- (注1) 保険料の登録口座振替時には、手数料385円(消費税10%を含む。)を合わせて振り替えます。
- (注2) 複数の制度を継続された場合も手数料は変わりません。
- (注3) 登録口座振替ができない月が2か月続くと脱退扱いになりますので、ご注意ください。

○退職後の共済グループ保険の取扱い及び令和7年8月案内時に選択することになるコース等一覧表(概要)

種類	加入条件	加入対象者	加入内容	退職後の保険料等
団体定期保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納した者	本人と配偶者 (※子どもの加入はできません。)	満80歳6か月まで継続加入できます。次の5コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 ・500万円コース ・450万円コース ・250万円コース ・200万円コース ・100万円コース	●退職(年度末)した年の未払い保険料(4月～12月分)は、所属所を経由して一括払込みとなります。一括払込みいただくことにより、12月末まで退職時の保険内容が適用されます。 (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン)
団体定期保険プラス	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入した者	本人と配偶者	満80歳6か月まで継続加入できます。次の各4コースから選択のうえ、申込みが必要となります。 (組合員) ・500万円コース ・250万円コース ・150万円コース ・100万円コース (配偶者) ・400万円コース ・200万円コース ・150万円コース ・100万円コース	
医療保障保険	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入した者	本人と配偶者 (※子どもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満69歳6か月まで継続加入できます。	●退職した年の翌年以降の保険料は、登録口座より毎月の口座振替をします。また、併せて手数料385円/月(消費税10%込)を振り替えます。(初回：退職した年の12月) (団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プラン)
退職後終身医療保険(個人契約)	「医療保障保険」に加入している者が満69歳を迎え、退職後終身医療保険(個人契約)に申込みをした者 ※該当者には、明治安田生命保険相互会社から別途ご案内します。	本人と配偶者 (※子どもの加入はできません。)	終身にわたって継続加入できます。 ※商品内容等については、明治安田生命保険相互会社の担当部署(担当者)までお問い合わせください。	
医療費支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入した者	本人と配偶者 (※子どもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満79歳6か月まで継続加入できます。	退職時に本制度に加入している者が退職した時点で、脱退の扱いとなり、継続加入はできません。
重病克服支援制度	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入した者	本人と配偶者	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満79歳6か月まで継続加入できます。	
傷害補償プラン	退職時に本制度に加入している者が退職した場合で、保険料を一括前納し、団体定期保険に加入した者	本人と配偶者 (※子どもの加入はできません。)	退職した年の翌年からも退職時の加入内容で、満80歳6か月まで継続加入できます。	
療養給付プラン				
長期療養給付プラン				

注意事項

- 保険料控除証明書は、毎年10月頃にご自宅へお送りします。
- 配当金は、毎年2月末に届出口座に送金します。(※保険期間内の中途脱退者及び死亡、高度障害、障害保険金該当者は、配当金がありません。)
- 案内等の日付は、あくまで予定であり前後する可能性があります。
- 一覧表に記載のコース等は令和7年募集時の内容等です。令和8年以降、変更の可能性がありますので、更新時に同封されるパンフレット等で最新の内容をご確認ください。
- 令和8年1月以降の口座振替及び配当金に係るご案内等は、互助会ではなく業務委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が事務を取り扱います。【NKS TEL:0120-129-128】

●互助会からの大切なお願い●

退職された後は、基本的に会員の皆さまと互助会が直接、書類のやり取り等を行いますので、届出事項に変更があった場合は必ずご連絡ください。

退職された方から、よくお問い合わせいただく内容について次のとおり掲載していますので、ぜひご参考になさってください。

Q 退職後に、引っ越ししました。何か手続きはありますか？

退職者医療給付事業に加入されている場合は、「退職会員・配偶者特別会員異動報告書」(別紙様式退第5号)の提出が必要です。当該様式は互助会ホームページにも掲載していますが、互助会にご連絡いただきましたら返信用封筒を同封して送付させていただきます。また、市外や県外に引っ越された場合は、固定電話の番号が変更となる場合がありますので、当該報告書に記入をお願いします。できましたら、固定電話の番号だけでなく、携帯電話の番号もご記入いただければ幸いです。

併せて、お近くの郵便局で「転居届」の手続きをお願いします。

共済グループ保険に加入されている場合は、紙媒体による報告の必要はありませんが、互助会(退職後2年目からはNKS等)への電話連絡が必要です。お電話だけで、住所変更・電話番号変更等に対応させていただきますので、まずは互助会までご連絡ください。

Q 令和7年3月末で退職する予定です。共済グループ保険は、退職後も継続できますか？また、来年も引き続き加入したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

団体定期保険、団体定期保険プラス、医療保障保険、医療費支援制度、重病克服支援制度及び傷害補償プランは、退職時に所属所を経由して未経過保険料を一括前納していただくことで、退職時と同じコースを保険期間終了(令和7年12月末)まで継続できます。ただし、療養給付プラン、長期療養給付プランは退職時点で脱退となります。

また、翌年については退職者コースへのコース変更手続きを必ずしていただくこととなります(令和8年1月からの保険は、退職時に加入していたコースの継続はできないため、退職時に加入していた保障金額の範囲内で新たにコース選択をしていただく必要があります)ので、上表の加入内容欄でコース内容をご確認いただき、次年度更新の案内文書(令和7年8月頃にご自宅あてに送付予定)の中に同封されている「加入申込書」に必要事項を記入・押印し、互助会までご提出ください。

なお、令和8年1月以降の更新案内等については、互助会ではなく委託業者である「株式会社 日本共同システム(NKS)」が事務を取り扱いますのでご注意ください。

加入状況

(令和7年1月1日現在)

区分	加入者数(人)	保険金等(千円)	月額保険料(円)		
がん保険	645	—	2,185,093		
共済グループ保険	会員	645	—		
	団体定期保険	組合員・配偶者・子ども	12,786	126,379,000	
		ボーナスコース	2,668	23,410,000	
	団体定期保険プラス	組合員・配偶者	10,089	73,964,500	
		ボーナスコース	1,983	21,645,000	
		療養給付プラン	787	64,068	
		長期療養給付プラン	23	1,858	
		医療保障保険	組合員・配偶者・子ども	3,582	13,717
		医療費支援制度	組合員・配偶者・子ども	6,313	161,375
		重病克服支援制度(主契約)	組合員・配偶者	4,276	6,206,000
	傷害補償プラン	組合員・配偶者・子ども	993	3,099	
積立年金	月払	一般型	187	528円	
		個年型	465	1,717円	
		計	652	2,245円	

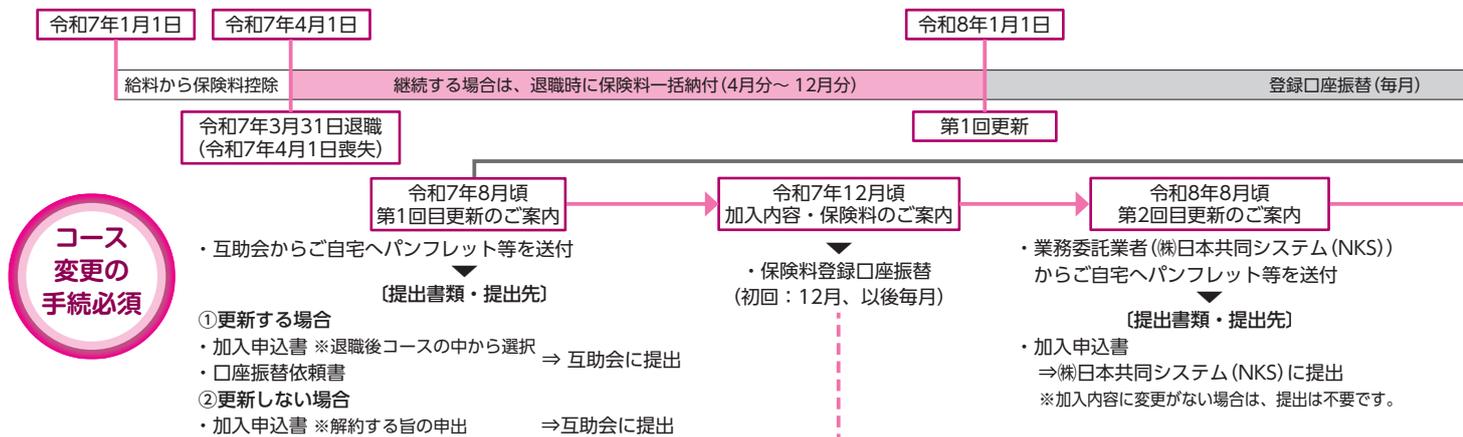
知っておきたい! 退職後

厚生事業 ~ 共済グループ保険・がん保険・互助会積立年金 ~

▶ 共済グループ保険について

現職のときは、毎月、給料支給時(賞与支給時含む。)に共済グループ保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職した年は、退職時に所属所を経由して未経過分を一括で納めていただく必要があります。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。また、共済グループ保険は、**退職した翌年にコースの変更を**していただく必要があります。**退職時に加入していた保障金額の範囲内でコースを選択いただく(増額や新規コースの追加はできません。)**ことになり、継続・脱退にかかわらず、互助会と直接書類のやり取りをしていただくこととなりますのでご注意ください。

● 共済グループ保険の退職継続加入等の流れ(令和7年3月31日退職の場合)



▶ 互助会積立年金について

退職をもって積立では終了しますので、加入されている方は、退職の際に一時金あるいは年金として受け取るかを選択してください。

⑦ 年金受取コース(10年、15年、20年確定年金 ・ 10年、15年、20年保証期間付終身年金) ⑧ 一時金受取コース

※61歳の方には1月中旬に、互助会から所属所を経由して積立年金の払込満了のご案内(満了日、予想積立金額と払込保険料額など)をお送りしますので、お受取方法の参考にしてください。なお、アは、退職時の積立額・払込年数によっては、選択できない場合があります。

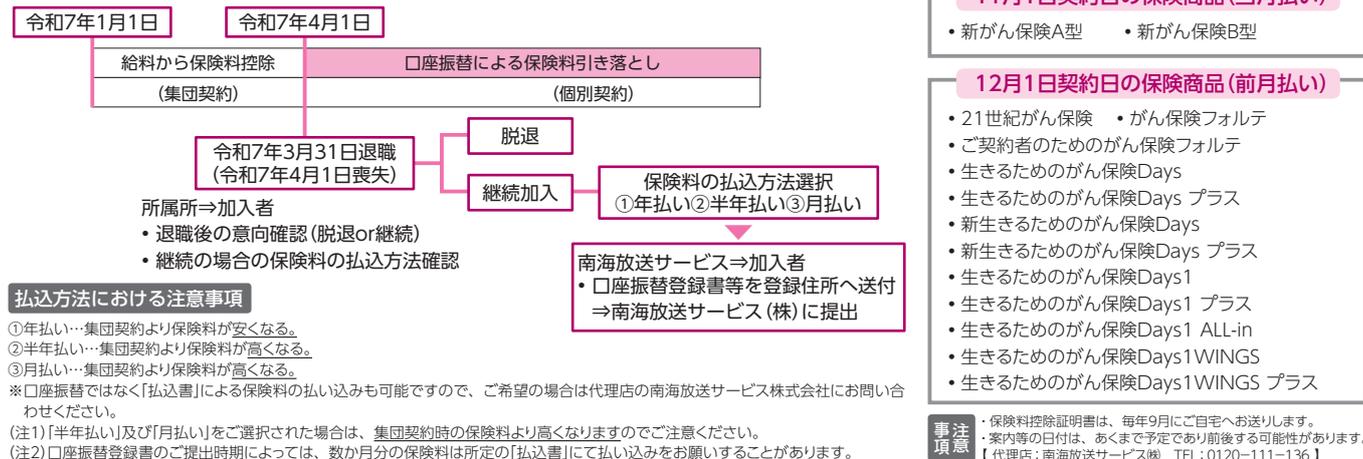
▶ がん保険について

現職のときは、毎月、給料支給時にがん保険に係る保険料が控除され、所属所から互助会に納められていましたが、退職後は、個別契約へ移行となり口座振替による保険料の引き落としとなります。退職後の手続きについては、下図をご参照ください。

また、退職時の加入内容で終身加入することができます。

● がん保険の退職継続加入等の流れ(令和7年3月31日退職の場合)

(例) 新がん保険A型加入者



● がん保険・共済グループ保険の募集結果

がん保険(令和6年11月から適用)につきましては、令和6年6月~7月に、共済グループ保険及び積立年金(令和7年1月から適用)につきましては、令和6年7月~9月にかけて募集いたしました。

募集に当たりましては、公務ご多忙の中、格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。

引き続き、会員の皆様が在職中のみならず退職後におきましても安心して生活できるよう、また少しでもお役に立てるよう充実した制度にしたいと考えておりますので、ライフプランをご計画される際には、ぜひご検討ください。

ご参考までに、令和7年1月1日現在の共済グループ保険等の加入状況を右表のとおりお知らせします。

お知らせ

《退職者医療給付事業に係る一時拠出金の計算方法の変更について》

令和7年3月31日以降に退職し退職会員等の資格を取得される方から、一時拠出金の計算方法が変更となります。詳しい計算方法については、5ページに計算例を掲載しておりますのでご参照ください。

なお、退職医療給付事業に係る内容につきましては、4ページ及び本会ホームページ(<https://www.ehimectv.jp/>)を参照ください。

《ご退職者様へのお願い 退会記念給付金(旅行クーポン券)について》

年度末は退職者及び資格取得者が特に多いことから、これらの確認作業等に時間を要するため、給付金等の請求をいただいております。退職される方の中には、退会記念給付金(旅行クーポン券)を利用して、退職後の旅行を計画される方もいらっしゃると思いますが、年度末退職者に係る当該給付金につきましては6月末以降、順次支給

となる予定であることを前提にご計画いただきますようお願い申し上げます。また、退職後に転居される予定の方は、各種申請書に旧住所及び新住所(転居予定日)を記入いただき、お近くの郵便局で「転居届」の手続きをお願いします。

可能な限り速やかな給付となるよう努めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

《互助会への振込みについて 振込手数料がかかります》

令和6年10月以降、互助会への各種振込にかかる振込手数料について、各金融機関が定める振込手数料を振込依頼人様にご負担いただくこととなっております。会員の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

《がん保険加入者が退職した場合の取扱いについて》

がん保険契約者の方が退職した場合は、集団契約から個別契約へ移行することとなり、保険料の納

付方法が給与天引きから口座引き落としに移行することとなります。退職される方でがん保険の継続を希望する場合は、口座振替依頼書等に係る各種手続きにつきまして、募集代理店である南海放送サービス(株)から直接、加入者宛にご案内させていただきますこととなりますので、よろしく申し上げます。

なお、ご退職後における継続の意思確認につきましては、所属所から別途ご案内させていただきます。

《退職者に係る互助会事業のパンフレットについて》

昨年、退職時の互助会事業の手続きに係るパンフレットを作成し、所属所の庁内LAN等をご活用いただき会員の皆様にお知らせすることとしております。

なお、当該パンフレットは本会ホームページ(<https://www.ehimectv.jp/>)にも掲載しておりますので、ぜひご参考になさってください。



互助会の概況

(令和6年11月末現在)

・所属所数	44
・会員数	現職会員 23,409人 退職会員 1,710人
・被扶養者数	16,138人
・平均標準報酬月額	306,940円

表紙によせて

「犬寄峠の黄色い丘」伊予市

「犬寄峠の黄色い丘」は、広大な遊休農地を整備して作られた花畑です。市花である菜の花をはじめ、蠟梅やミモザなど多種の黄色い花が咲きます。毎年3月に開催されるイヨミモザまつりのほか、野外コンサートやホテルの観賞会など、年間をとって様々な手作りイベントが行われ、多くの方が訪れます。